

重要事項説明書 (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護) (令和7年2月1日)

この「重要事項説明書」は、あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」とする）について、契約をする前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社エフォート
代表者氏名	代表社員 中村 美絵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	京都市山科区大宅御供田町1番地 SQUEARE GARDEN EAST 1F-A ☎:075-585-7928 Fax:075-585-7930
法人設立年月日	令和6年10月15日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	みか月訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2664190416
事業所所在地	京都市山科区大宅御供田町1番地 SQUARE GARDEN EAST 1F-A
連絡先 相談担当者名	☎Tel:075-585-7928 ☎Fax:075-585-7930 管理者 中村 美絵

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療的ケア、要介護・要支援状態にあるご本人に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図る。また心地よい環境で暮らしを継続できるように、ご本人とご家族の夢や希望や要望を受け止め、実現できるようにサポートすることを目指します。
運営の方針	ご本人とご家族の意思及び人格を尊重して、常にご本人とご家族の立場に立った訪問看護等の提供に努めるものとする。 《まごころで、みんなを笑顔に、共に愉しく幸せに》 ①暮らしの中で必要とされるケアを担い、日々の生活で生じる困りごとや不安を解消できるように相談しやすい環境を整え、伴走しながらサポートし続けます。 ②住み慣れた住居で安心して暮らしを続けられるように、ご本人やご家族を中心とした関係するすべての方々とのチーム連携を大切に育みます

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
営業時間	8時30分から17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

提供日	月曜日～日曜日。ただし年末年始（12月30日～1月3日）を除く
提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	中村 美絵
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤3名
看護職員	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤兼務 1名 常勤専従 2名 非常勤 2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

区分と種類	訪問看護等内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な訪問看護等の内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状や心身状況の観察、服薬管理 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の看護 ④ 療養生活や介護方法の指導及び助言 ⑤ 認知症・精神疾患・難病患者の看護 ⑥ リハビリテーション ⑦ ターミナルケア ⑧ カテーテルの管理や点滴等輸液管理 ⑨ かかりつけ医や各関係機関との連絡調整・連携 ⑩ その他医師の指示による医療措置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員は訪問看護等の提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対する看護の提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 訪問看護等の提供にあたって

- (1) 訪問看護等の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画

(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
 なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認
 いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等
 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないま
 すが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(2) 訪問看護等の利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
 【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額			
			1割	2割	3割	
昼 間 （ 8 時 ～ 1 8 時 ）						
2 0 分 未 満 （314 単位）	看護師による場合	3, 359 円	336 円	672 円	1, 008 円	
2 0 分 未 満 （283 単位）	准看護師による場合	3, 028 円	303 円	606 円	909 円	
3 0 分 未 満 （471 単位）	看護師による場合	5, 039 円	504 円	1, 008 円	1, 512 円	
3 0 分 未 満 （424 単位）	准看護師による場合	4, 536 円	454 円	908 円	1, 361 円	
3 0 分 以 上 （823 単位）	看護師による場合	8, 806 円	881 円	1, 826 円	2, 739 円	
1 時 間 未 満 （741 単位）	准看護師による場合	7, 928 円	793 円	1, 586 円	2, 379 円	
1 時 間 以 上 （1, 128 単位）	看護師による場合	12, 069 円	1, 207 円	2, 414 円	3, 621 円	
1 時 間 3 0 分 未 満 （1, 016 単位）	准看護師による場合	10, 871 円	1, 088 円	2, 157 円	3, 262 円	
早朝（ 6 時 ～ 8 時 ）、 夜間（ 1 8 時 ～ 2 2 時 ） 2 5 %加算						
2 0 分 未 満 （391 単位）	看護師による場合	4, 347 円	435 円	870 円	1, 305 円	
2 0 分 未 満 （353 単位）	准看護師による場合	3, 925 円	393 円	785 円	1, 178 円	
3 0 分 未 満 （588 単位）	看護師による場合	6, 538 円	654 円	1, 308 円	1, 962 円	
3 0 分 未 満 （529 単位）	准看護師による場合	5, 882 円	589 円	1, 177 円	1, 765 円	
3 0 分 以 上 （1, 026 単位）	看護師による場合	11, 409 円	1, 141 円	2, 282 円	3, 423 円	
1 時 間 未 満 （924 単位）	准看護師による場合	10, 274 円	1, 028 円	2, 055 円	3, 083 円	
1 時 間 以 上 （1, 406 単位）	看護師による場合	15, 634 円	1, 564 円	3, 127 円	4, 691 円	
1 時 間 3 0 分 未 満 （1, 266 単位）	准看護師による場合	14, 077 円	1, 408 円	2, 816 円	4, 224 円	
深 夜 （ 2 2 時 ～ 6 時 ） 5 0 %加算						
2 0 分 未 満 （470 単位）	看護師による場合	5, 226 円	523 円	1, 046 円	1, 568 円	
2 0 分 未 満 （423 単位）	准看護師による場合	4, 703 円	471 円	941 円	1, 411 円	
3 0 分 未 満 （705 単位）	看護師による場合	7, 839 円	784 円	1, 568 円	2, 352 円	
3 0 分 未 満 （635 単位）	准看護師による場合	7, 061 円	707 円	1, 413 円	2, 119 円	

30分以上 (1,232 単位) 1時間未満 (1,109 単位)	看護師による場合	13,699 円	1,370 円	2,740 円	4,110 円
	准看護師による場合	12,332 円	1,234 円	2,467 円	3,700 円
1時間以上 (1,688 単位) 1時間30分未満 (1,520 単位)	看護師による場合	18,770 円	1,877 円	3,754 円	5,631 円
	准看護師による場合	16,902 円	1,691 円	3,381 円	5,071 円

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション) (600 単位)	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (病院又は診療所) (574 単位)	6,141 円	535 円	1,229 円	1,843 円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500 単位)	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250 単位)	2,675 円	268 円	535 円	803 円	
専門管理加算 (250 単位)	2,675 円	268 円	535 円	803 円	1月につき(専門の研修を受けた看護師)
専門管理加算 (250 単位)	2,675 円	268 円	535 円	803 円	1月につき(特定行為研修を受けた看護師)
ターミナルケア加算 (2500 単位)	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算 (150 単位)	1,605 円	161 円	321 円	482 円	
初回加算(Ⅰ) (350 単位)	3,745 円	375 円	749 円	1,124 円	初回のみ、1回につき
初回加算(Ⅱ) (300 単位)	3,210 円	321 円	642 円	963 円	1月につき
退院時共同指導加算 (600 単位)	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250 単位)	2,675 円	268 円	535 円	803 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550 単位)	5,885 円	589 円	1,177 円	1,766 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200 単位)	2,140 円	214 円	428 円	642 円	1月につき
口腔連携強化加算(50単位)	535 円	54 円	107 円	161 円	1回につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,717 円	272 円	544 円	816 円	1回につき(30分未満)

(254単位)(402単位)	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円	1 回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,150 円	251 円	430 円	645 円	1 回につき(30分未満)
(201単位)(317単位)	3,391 円	340 円	679 円	1,018 円	1 回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,210 円	321 円	642 円	963 円	1 回につき
要介護5の者の場合(+800単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,560 円	856 円	1,712 円	2,568 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	66 円	7 円	13 円	20 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	32 円	4 円	7 円	10 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(50単位)	535 円	54 円	107 円	160 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(25単位)	267 円	27 円	54 円	81 円	1 月につき
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数 の1/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1 月につき (令和3年9月30日まで)

医療保険サービスをご利用の場合

1. 基本料金表(1回の訪問看護利用料)

単位(円)

療養費 区分	訪問の日数		基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1 割	2 割	3 割
(Ⅰ)通常	1日目	週3日まで	5,550	7,670	13,220	1,320	2,640	3,970
	2日目～	週3日まで	5,550		8,550	860	1,710	2,570
		週4日目以降	6,550	3,000	9,550	960	1,910	2,870
	理学療法士等のみ場合	週4日目以降	5,550		8,550	860	1,710	2,570
(Ⅱ)同一建物 3人以上	1日目～	週3日まで	2,780	7,440	10,220	1,020	2,040	3,070
	2日目～	週3日まで	2,780	3,000	5,780	580	1,160	1,730
		週4日目以降	3,280		6,280	630	1,260	1,880
(Ⅲ)外泊者	入院中1回※2		8,500		8,500	850	1,700	2,550
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ				13,230	13,230	1,320	2,650	3,970
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ				10,030	10,030	1,000	2,010	3,010
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ				8,700	8,700	870	1,740	2,610
	月の2日目以降			3,000	3,000	300	600	900

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

単位(円)

●基本療養費の加算			金額	負担金額		
項目		1 割		2 割	3 割	
	難病等複数回訪問加算	2回	4,500円/日	450	900	1,350
	＜表1＞＜表2＞、特指示*の対象者	3回以上	8,000円/日	800	1,600	2,400
□	緊急訪問看護加算(月14日目まで)		2,650円/日	270	530	800
主治医の指示により、緊急に訪問した場合(夜間においては連携している医師の指示でも算定可能)						
□	緊急訪問看護加算(月15日目以降)		2,000円/日	200	400	600
主治医の指示により、緊急に訪問した場合(夜間においては連携している医師の指示でも算定可能)						
長時間訪問看護加算			5,200円/週	520	1,040	1,560
＜表2＞、特指示対象者に89分以上の看護を実施						
(上記で＜表3＞の者は週3まで算定可能)						
複数名訪問看護加算＜表1＞		看護師	4,500円/週	450	900	1,350
＜表1＞＜表2＞、特指示(補助者回数制限なし)、		補助者	3,000円/週3まで	300	600	900
他必要と判断された者(看護補助者のみに限る)						
※厚生労働大臣が定める状態						
			3,000円 1回/日まで	300	600	900
			6,000円 2回/日まで	600	1200	1800
			10,000円 3回/日まで	1000	2000	3000
夜間・早朝訪問看護加算 18～22時、6～8時			2,100円/日	210	420	630
深夜訪問看護加算 22～6時			4,200円/日	420	840	1,260

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

単位(円)

●管理療養費の加算			金額	負担金額		
項目				1 割	2 割	3 割
☐	24時間対応体制加算(イ) 利用者の希望により算定		6,800円 / 月	680	1,360	2,040
☐	24時間対応体制加算(ロ) 利用者の希望により算定		6,520円 / 月	650	1,300	1,960
☐	特別管理加算	＜表2＞①の対象者	5,000円/月	500	1,000	1,500
		＜表2＞②の対象者	2,500円/月	250	500	750
	専門管理加算 (専門性の高い看護師が専門的な管理を計画的に行った場合)		2,500円/月	250	500	750
☐	退院時共同指導加算	＜表1＞＜表2＞は2回まで	8,000円/指導日	800	1,600	2,400
	入院中病院と共に指導	＜表2＞対象者は更に加算	2,000円加算	200	400	600
	退院時支援指導加算	退院日の訪問看護	6,000円/退院日	600	1,200	1,800
	＜表1＞＜表2＞、必要が認められた者					
	別に厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する者		8,400円/退院日	840	1680	2520
☐	在宅患者連携指導加算		3,000円/月	300	600	900
	医療関係職種間で情報共有し、その上で療養指導					
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円 / 月2まで	200	400	600
	急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導					
☐	乳幼児加算	3歳未満	1,300円/日	130	260	390
		3歳～6歳未満	1,800円/日	180	360	540
☐	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円/月	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000円/月	800	1,600	2,400
	訪問看護医療DX情報活用加算					
☐	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で計画的な管理を行った場合		50円/月	10	10	20
●その他の療養費			金額	負担金額		
項目				1 割	2 割	3 割
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合		780円/月	80	160	230
	情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(＜表1・表2または精神障害を有する者)					
☐	Ⅰ:市町村等からの求めに応じて必要な情報を提供した場合					
☐	Ⅱ:入学、転学時に初めて在籍する場合に学校からの求めに応じて必要な情報を提供した場合		1,500円/月	150	300	450
☐	Ⅲ:保険医療機関に入院、入所する場合に診療を行なっている保険医療機関が診療情報の文書を添えて紹介を行う場合に当該保険医療機関に情報を提供した場合					
☐	ターミナル療養費(Ⅰ) 死亡日および死亡前14日以内に2回以上訪問		25,000円/月	2,500	5,000	7,500
☐	ターミナル療養費(Ⅱ)(看取り介護加算算定されている場合) 死亡日および死亡前14日以内に2回以上訪問		10,000円/月	1,000	2,000	3,000

*特指示＝特別指示書

差額費用実費費用	
A	加算算定日以外の 90 分を超える訪問看護 (90 分以上 100 分以内を限度とする) 5,200 円/1 回
B	営業日以外の訪問看護加算 3,200 円/1 回
C	100 分を超える訪問看護 20 分を超える毎に 3020 円が加算される
D	永眠時の処置代 10,000 円
※	日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます
※	キャンセル料は頂いていません

自費の訪問看護費用		
※	自費による訪問看護	30 分毎に 4,500 円
※	早朝 (午前 6 時～午後 8 時)	25%増
	夜間 (午後 6 時～午後 10 時)	
	深夜 (午後 10 時～午前 6 時)	50%増
※	営業日以外の場合	1 回 3,000 円が加算される

交通費	公共交通機関	自費
	通常の実施地域外	自動車を使用した場合は徴収しない
	有料駐車場利用時	自費

◆サービス内容

・ 病状、障害の観察	・ リハビリテーション	・ カテーテルなどの管理
・ 清拭、洗髪等による清潔の保持	・ 認知症患者の看護	
・ 食事および排泄による清潔の保持	・ 療養生活や介護方法の指導	
・ 褥瘡の予防、処置	・ その他医師の指示による医療処置	

精神科訪問看護利用表（医療保険ご利用の方）

【 基本料金 】

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)			料金	1割負担	2割負担	3割負担
1日につき 看護師 理学療法士 作業療法士	週3日まで	30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1275円
	週4日以降	30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
基本療養費(Ⅲ)			料金	1割負担	2割負担	3割負担
1日につき同一建物居住者 看護師 理学療法士 作業療法士 同一日に2人	週3日まで	30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1275円
	週4日以降	30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)			料金	1割負担	2割負担	3割負担
入院中1回の外泊時			8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日		7,440円→7,670円	744円→767円	1,488円→1,534円	2,232円→2,301円
	月の2日目以降/日		3,000円	300円	600円	900円

【 加 算 】

サービス内容		料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月1回)		6,400円→6,800円	640円→680円	1,280円→1,360円	1,920円→2,040円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算(特別管理加算対象者)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	(90分以内の場合)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	(90分越えの場合)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
複数名精神科訪問看護加算		4,500円	450円	900円	1,350円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
長時間精神科訪問看護加算(週1回まで)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
特別管理加算	(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回まで)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算(適応時/月2回まで)		2,000円	200円	400円	600円
精神科複数回訪問加算(2回/日)		4,500円	450円	900円	1,350円
精神科複数回訪問加算(3回以上/日)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科重症患者支援管理連携加算(/月)(イ)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算(/月)(ロ)		5,800円	580円	1,160円	1,740円
夜間・早朝訪問看護加算(18:00～22:00、6:00～8:00)		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22:00～6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円

2024年6月1日改定

差額費用実費費用	
A	加算算定日以外の 90 分を超える訪問看護 (90 分以上 100 分以内を限度とする) 5,200 円/1 回
B	営業日以外の訪問看護加算 3,200 円/1 回
C	100 分を超える訪問看護 20 分を超える毎に 3020 円が加算される
D	永眠時の処置代 10,000 円
※	日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます
※	キャンセル料は頂いていません

自費の訪問看護費用		
※	自費による訪問看護	30 分毎に 4,500 円
※	早朝 (午前 6 時～午後 8 時)	25%増
	夜間 (午後 6 時～午後 10 時)	
	深夜 (午後 10 時～午前 6 時)	50%増
※	営業日以外の場合	1 回 3,000 円が加算される

交通費	公共交通機関	自費
	通常の実施地域外	自動車を使用した場合は徴収しない
	有料駐車場利用時	自費

5 その他の費用について

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合のみ、その実費を請求させていただきます。
その他	エンジェルケアの費用 (永眠時の処置代) 10,000 円
	区分支給限度額を超えて訪問看護等を提供するときは、介護報酬の告示上の額と同額の費用を請求させていただきます。

6 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の額は訪問看護等の提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の <u>翌月 15 日頃</u> に利用者宛てにお届け (郵送) します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア 訪問看護等提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の <u>翌月末日までに</u>、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 1 事業者指定口座への振り込み 2 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書 をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費 控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--	---

❖利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がなく、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施範囲は、山科区、伏見区、東山区の区域とする

8 緊急時の対応方法について

訪問看護等提供中、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 訪問看護等提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【事業者の窓口】

- 苦情解決責任者：管理者 中村 美絵 / 担当者：中村 英昭
- 連絡先：075-585-7928 / FAX 番号：075-585-7930
- 受付時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時30分まで

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための、体制及び手順は、以下のとおりとします。

- ア 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を把握するよう、必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- イ 苦情受付担当者は、把握した状況を従業者とともに検討し、対応方法を決定します。
- ウ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。)

【公的団体の窓口】

- 京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会「福祉サービス苦情解決委員会」

- 所在地 京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5階
 ○電話番号 075-252-6291
 ○受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

❖各行政区の窓口や支援センターでも苦情を受け付けています（別表1・2参照）

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、訪問看護等を提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、担当学会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、担当学会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中村 美絵
虐待防止に関する担当者	中村 英昭

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

14 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療制度又は福祉制度の利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療制度または福祉制度の提供者と密接な連携に努めます。
- ② 訪問看護等提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ 訪問看護等の内容が変更された場合または契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、提供日、内容及び利用料等を、訪問看護等の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、記録を行うこととし、その記録は訪問看護等を提供した日から5年

間保存します。

- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

18 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

みか月訪問看護ステーションの居宅介護の提供及び利用の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

法人名	合同会社エフォート
所在地	京都市山科区大宅御供田町1番地 SQUEARE GARDEN EAST 1F-A
代表者氏名	中村 美絵 (なかむら みえ)
事業所名	みか月訪問看護ステーション
管理者名	中村 美絵 (なかむら みえ)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、
居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

上記契約者は記名が難しいため、私が代わって代筆します。

代理人 または 代筆者	住所	
	氏名	
	続柄	

緊急時連絡先

【主治医】

医療機関名	
住 所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

優先順位①

氏 名	続柄 ()
住 所	
電話番号	(自 宅) (携 帯)

優先順位②

氏 名	続柄 ()
住 所	
電話番号	(自 宅) (携 帯)